

営業秘密保護法制定の提言

2014年2月15日
特定非営利活動法人 21世紀構想研究会
知的財産委員会

はじめに

近年、内外で活動する日本企業が蓄積している特許などの産業財産権の管理のあり方が、不十分であるとの問題意識が浮上している。研究開発の成果、生産技術、実験データ、顧客名簿などの営業秘密（ノウハウ）が社外や外国に無断で持ち出されるケースが頻発しているからである。

コンピュータソフトと電子機器の発達によってモノ作りの現場はデジタルエンジニアリング、バーチャルエンジニアリングが主流となり、モノ作りの優劣格差はどの国でもほとんど差がなくなってきた。競争力の源泉は国家と企業の新規産業技術の開発とその成果である特許、商標、意匠、著作権、種苗権、ノウハウ（営業秘密）などの知的財産の権利であり、この権利を適切・確実に保護する国家と企業の体制に大きな比重がかかってきた。

我が国は、不正競争防止法（以下、不競法）によって営業秘密を保護しているが、法の適用条件が厳しく、裁判になっても原告が立証責任を負うなどハードルが高く、機能的でないとの指摘が出ている。

米国、韓国、中国などでは、営業秘密の漏えいは非親告罪とし、罰則も強化するなど刑事的保護を強化しており、このような国際的な流れの中でも我が国の営業秘密保護制度は遅れていると指摘されている。さらに近年はサイバー攻撃による機密漏えいや、農作物の品種改良など農林水産技術の流出も出てきている。

また、こうした営業秘密の流出に対する我が国の大学・研究機関の認識の甘さとともに、諸外国に比べて緩い取り締まり体制の不備も指摘されている。

そこで営業秘密保護については、不競法から独立した営業秘密保護法（仮称）の制度確立が喫緊の課題であり、ここに法制化の提言を行う。

営業秘密の漏えい事例

近年、営業秘密の社外への無断持ち出しで社会問題になった主なケースを別表のとおりまとめた。この中でニコン事件では、ニコングループの元社員から機密技術情報を受けたとされるロシア人は、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）

に所属していた人物であり、軍事利用を目的に技術情報を集めていたとされている。

デンソー事件では、大量の機密データを無断でダウンロードして社外に持ち出した中国人は、中国国営の軍事関連企業に勤務した経験があるとされるほか、在日中国人の自動車技術者団体の幹部を務めていた。

ヤマザキマザック事件では、不正に社内の機密データを持ち出そうとした中国人社員は、社用パソコンのIPアドレスを繰り返し改変し、情報複製を続けていたことが発覚した。同社を退職することが決まった後、大量のデータをダウンロードしていることから不審に思った会社の調査から不正取得が明らかになった

新日鉄住金とポスコの紛争は、新日鉄住金が40年以上かけて改良を重ねた「方向性電磁鋼板」の製造技術が韓国人に盗用されたものだ。同社は営業秘密として管理していたが、これが2007～08年に、中国の製鉄会社への秘密漏えい事件で韓国検察に逮捕・起訴されたポスコの元研究員（有罪確定）が、「漏えいしたのは新日鉄の技術」と供述したことから発覚した。新日鉄住金の営業秘密が韓国に漏洩し、さらに韓国から中国に流れていったケースであった。新日鉄住金は、研究開発部門にいた元社員とポスコ日本法人を相手取り不正競争防止法に基づき986億円の損害賠償と同製品の製造・販売の差し止を求める訴訟を起こした。

営業秘密漏洩に関する近年の主な事件

事件名	発生日時	事案の内容
ニコン事件	2006年8月10日	ニコングループの元主任研究員(47)が、軍事用の光学通信関連技術を在日ロシア通商代表部職員のロシア人(35)に渡した容疑で、警視庁公安部は2006年8月10日、2人を書類送検した。書類送検されたロシア人は裁判所に出頭する命令を受け取った後にロシアに帰国した。
デンソー事件	2007年3月16日	デンソー(本社・愛知県刈谷市)の中国人技術者が、自動車関連製品の図面を大量にダウンロードした会社のパソコンを無断で持ち出したとして、愛知県警外事課と刈谷署は2007年3月16日、刈谷市在住の楊魯川容疑者(41)を横領の疑いで逮捕した。最重要ランクの企業機密280種類を含む、製品1700種類のデータ、約13万5000件が不正に持ち出されていた事が判明した。

ヤマザキマザック事件	2012年3月27日	<p>工作機械大手ヤマザキマザックのサーバーコンピュータにアクセスし、同社の秘密情報を複製したとして、愛知県警生活経済課などは2012年3月27日、同社社員で中国籍の唐博容疑者（31）を不正競争防止法違反容疑で逮捕した。</p>
新日鉄住金・ポスコ紛争	2012年4月19日	<p>新日鉄住金は、ポスコと、日本法人「ポスコジャパン」（東京都中央区）、新日鉄で研究開発部門にいた元社員を相手取り、東京地裁に技術盗用を理由に損害賠償を求める訴えを起こした。同社は米国でも、ポスコを相手取って4月24日に提訴した。</p> <p>問題の鋼板は「方向性電磁鋼板」であり、電気を各家庭に送るための変圧器に広く利用される特殊な鋼板である。高機能の電磁鋼板の生産規模は、世界で年間約100万トン生産されており新日鉄は世界シェア約3割のトップメーカーである。しかしポスコも2004～05年ごろから急激に品質を向上させ、現在のシェアは約2割になるとされる。</p>

営業秘密保護の法制度の必要性

従来、わが国では営業秘密の保護は不競法で行ってきた。法的に権利化されなくても、自社が知的財産権として確立した営業秘密は、社員が無断で外部に持ち出したりライバル他社に情報を持ち込んだりすることはもちろん法で禁止している。しかしそれを承知で持ち出してライバル社に就職したり、報酬と引き替えに他社に漏らすケースが後を絶たなくなってきた。

特に営業秘密を外国へ持ち出された場合は、我が国の現行法では手の打ちようがなく、日本の技術・情報などの無防備な国外流出として大きな問題になっていた。こうした不正を根絶するため、営業秘密のいっそうの保護強化と模倣品・海賊版の流通被害を防止するため、政府は数回にわたって営業秘密の保護強化、罰則の見直しを行ってきた。

平成17年の改正では、国内の企業で管理されている営業秘密を外国で使用したり開示した者にも罰則を拡大、営業秘密が関係する民事訴訟で、裁判所の秘密保持命令が出ているのに国外でこれを開示した場合も処罰の対象となった。

しかし現行不競法は、営業秘密を厳密に管理するように求めているうえ、漏えいした場合に相手企業が盗んだ技術を使っていることを裁判で立証する必要がある、企業にとってハードルが高くなっている。

日本企業から営業秘密が漏洩された事件は前述したとおりだが、こうした実態は氷山の一角であり多くの重要な営業秘密が外国に流れ、わが国の産業競争力に重大な影響を与えていると推測されている。

近年は、イチゴ、サクランボなど工業製品だけでなく、農産品の栽培ノウハウの外国への流出も指摘されており営業秘密保護の対象は拡大している。

経産省が平成 18 年に、国内製造業 357 社を対象に行った技術流出の実態調査によると、調査した企業の 35%が、技術流出が発生したと回答している。かなり前の調査になるが、実態は当時からほとんど変わっていないとみられている。

流出先の 64%が中国、34%が韓国と回答している。もちろん国内企業などへの流出もあるが、日本企業の場合、特に中国・韓国への技術流出が大きな問題になっている。このような状況に歯止めをかけるためにも営業秘密保護法を制定することは、近隣諸国・地域に対する日本政府の知財保護の確固たる姿勢を見せるメッセージともなるだろう。

米韓独と日本の現行法の比較

米国、ドイツ、韓国、中国などでも営業秘密保護については法制度を整備しているが、特に韓国は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」だけでなく 2006 年 10 月には「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を制定した。

同法第 1 条（目的）は「この法は、産業技術の不正な流出を防止し産業技術を保護することにより国内産業の競争力を強化し国家の安全保障と国民経済の発展に貢献することを目的とする。」とあるように、産業技術を保護することに特化した法制度である。韓国がこのような法制度を制定した背景には、自国企業の技術が外国に流出することを想定して防止策を講じたものであろう。

また、不競法の適用で日本は親告罪であるが、他の 4 か国はいずれも非親告罪になっており、国ぐるみで営業秘密の漏出を防止しようとする意気込みが出ている。

営業秘密の保護に関する法制度の各国比較

	日本	韓国	中国	アメリカ	ドイツ
	不正競争防止法	不正競争防止及び営業秘密保護法	刑法	経済スパイ法	不正競争防止法
国外での使用・開	○	○	○	○	○

示					
元役員・元従業員	媒体横領・複製、在職中の約束の場合	○	○	○	元役員、元従業員に関係なく営業秘密の開示、そのおかし、申し出が処罰の対象になっている (2年以下の懲役または罰金)
懲役	5年以下	5年以下	3年以下	10年以下	3年以下
罰金(自然人)	500万円以下	利得額の2倍以上10倍以下	上限なし	上限なし	上限なし
国外使用・開示の重罰化	×	○	×	外国政府が関与した場合 (15年以下、法人1000万ドル以下)	○(5年以下)
法人処罰	○	○	○	○	行政罰
罰金(法人)	1億5千万円以下	個人と同じ	上限なし	500万ドル以下	100万ユーロ以下
非親告罪	×	○	○	○	×(特別の利益のある場合は○)

経産省などの調べによると、平成15年の不競法改正後に我が国で刑事罰対象として摘発された技術流出事件は、わずか2件にとどまっている。これに対し韓国では、2008年から2012年までに韓国・国家情報院産業機密保護センターが摘発した産業技術の海外流出案件は202件にのぼっている。

韓国は2006年10月に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」制定し、2007年4月に公布しているからである。この法整備は、従来の韓国不正競争防止法による営業秘密保護とは別個の対応として制定した法整備である。これは

産業技術の不正な流出を防止するだけでなく、国内産業の競争力強化と国家の安全保障と国民経済の発展を図ることを目的に整備したものである。

日本企業の情報管理に問題はないか

先ごろ、中国で最も多く利用されている検索エンジン「百度（バイドゥ）」の中にあるデータ共有サイトの「百度文庫」に、大量の日本企業の内部資料が掲載された。いつでも誰でも無料で閲覧できるサイトである。ここに日本のソニー、トヨタ自動車、キヤノンなど有名企業の内部資料が、多数アップされた。日本企業に勤務していた中国人従業員らが、競うようにしてアップしたものと推測されているが、幸いにして経営上に重大な影響を与えるような内容はなかったとされている。しかし日本企業の機密情報の社内管理が、かなり甘いのではないかとの印象を内外に与えた。

さらに最近になって日本の大学は海外への技術流出に対し、無防備に近い状況に放置されているとの指摘も出てきた。研究交流に名を借りた技術取り込みが広がっており、学術交流に名を借りた産業スパイの実体を指摘する声も出てきている。

日本と日本人は古来から性善説に立つとされ、情報漏えいを想定して厳格に管理したり漏えいに対し刑事罰として訴追するような発想は持たなかった。しかし IT（情報科学）をツールと手段とした技術革新の時代になると、産業技術のような無体財産は積極的に保護しなければ流出は避けられないものとなった。海外へ重要な技術情報が流出するのを防止するには、不競法から独立した特別法を制定する必要がある。

特に全国の検察・警察などの摘発機関に、技術流出、産業スパイ取り締まり専門部署を設置し、非親告罪でない独自捜査による摘発を実行する時代になってきた。諸外国の動向に遅れることなく、我が国も営業秘密保護の整備に迅速に対応することが重要だ。

「営業秘密保護法」制定の試案

営業秘密の重要性に鑑み、独立法とし、保護水準をアメリカ・ドイツ・韓国並みに引き上げることを提案する。

不競法の条文に対応させる形で、改善項目を次のように提起する。

改善項目

- 1 第1条 目的を変える
- 2 第2条 定義 営業秘密、営業秘密の漏えいの要件を緩和する
- 3 第5条から20条まで、訴訟において企業活動の実態に合わせ、解釈を明確化する

裁判管轄・準拠法の明確化
使用の事実に関する法律上の推定

- 4 第21条 罰則 未遂を対象にする
国外への流出を重罰化する
法人に対する罰則を重くする
非親告罪とする

「営業秘密保護法」制定の試案は当日、提案する予定です。